

独立行政法人の制度改革の方向性について

平成25年10月29日

事務局

ヒアリングで寄せられた独立行政法人制度の改正要望等

制度事項に係る要望

- 国家戦略に基づき、課題に取り組む研究機関であることを制度的に明確化
- 類型化に際して、研究開発以外の業務を実施していることへ配慮
- 研究動向や環境の変化による国からの指示の導入
- 法人の特性を踏まえた長期の中期目標期間の設定

<評価等>

- 主務大臣、第三者機関、科学技術会議等による評価・点検の重複排除による、評価疲れの防止
- 長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等といった研究開発の特性を踏まえた評価の実施
- 国際水準を踏まえた評価指針による専門的評価の実施、一方で現場密着型の研究等への配慮
- 第三者機関の活用等の際の、知的財産権の保全の確保

<人事・人材確保>

- 中期目標期間と理事長の任期の整合性の確保
- 健全な流動性の確保を考慮した上での再就職あっせん等に係る規制の検討
- 国際競争力の高い人材の確保

運用事項に係る要望

- 国際競争力を有する人材確保のため、給与水準の公表の見直し、人件費一律削減の廃止
- 随意契約の限度額の緩和等の調達の改善
- 運営費交付金の一律削減の廃止
- 運営費交付金算定時における自己収入の取扱いの見直し
- 寄付金の全額損金算入(企業)、税額控除(個人)の導入
- 中期目標期間を跨ぐ予算繰越しの柔軟化
- 目的積立金に係る経営努力認定の容易化
- 顕著な業績をあげた者に対する処遇の確保(テニユア(終身雇用)、宿舍の確保)

研究開発法人に係る制度の位置づけについての各省の考え方

WG	主務省	新しい制度に関する考え方
1	文部科学省	独立行政法人制度とは異なる根拠法に基づく法人制度とすることが適当(別法化)。
	国土交通省	独立行政法人制度の下でよいと考えるが、新たな研究開発法人制度が成果を上げるために良い制度であれば、活用したい。
	経済産業省	現行の制度・運用上の制約(運営費交付金の制度、人件費、調達、中期計画をまたぐ予算の繰越し、評価)が解消できれば、形にはこだわらない。
	農林水産省	別法化の検討はまだ始まったばかりであり、現時点では判断しかねる。
	厚生労働省	意見なし
2	総務省	独立行政法人制度の下でよい。
3	環境省	独立行政法人制度の下でよい。

独立行政法人制度の見直しの方向性(案)①(目標・評価)

現 状

- 主務大臣が中期目標を指示し、第三者機関(各府省の独立行政法人評価委員会、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会)が業績評価を行う仕組み。

問 題

- 中期目標が明確でなく、事後の中期目標の達成の成否を検証できず、適切な経営管理ができない。
- 問題を起こした法人にも高い評価が行われるなど、業績評価の実効性が欠けている。
- 主務大臣は目標を指示するのみで、業績評価に関与せず、政策責任を果たすことができない。

見直しの方向性

⇒ 政策責任者である主務大臣が業績評価を行うとともに、その恣意的な評価(いわゆるお手盛り評価)を防止するため第三者機関が評価結果等を点検することで、主務大臣の下での政策のPDCAサイクルを強化し、目標・評価の一貫性・実効性の向上を図る。

[対応の方向性]

○目標設定の明確化

目標・評価の指針の策定

- ・総務大臣が、第三者機関の意見を聴いた上で、指針を策定
- ・明確な評価を実施するため、主務大臣は目標を具体・明確に設定する必要性について明記
- ・業績評価のルール(評価基準、評語)の統一化

○評価主体の見直し

主務大臣による業績評価、第三者機関による点検

- ・政策責任者である主務大臣が、毎年度、業績評価を実施
- ・主務大臣は、評価結果に基づき、法人に業務運営改善を命令
- ・第三者機関は、中期目標案、中期目標期間の業績評価結果を点検(毎年度の評価結果に関与せず、評価疲れにも配慮)
- ・総務省の行政評価・監視の対象に法人を追加

独立行政法人制度の見直しの方向性(案)②(組織規律)

現 状

- 法人の長に幅広い裁量権を付与。法人の違法行為に対して主務大臣は是正要求(命令・罰則なし)のみ可能。
- 監事(任期2年)は監査を行い、法人の長及び主務大臣に意見。

問 題

- 主務大臣によるガバナンスが不十分であり、不適切・非効率な事業の中止・改善等への関与に限界
- 監事の権限が不明確であり、内部から自律的に無駄を排除する仕組みが不十分

見直しの方向性

⇒ 監事の権限を強化し内部ガバナンスの充実を図るとともに、主務大臣による外部ガバナンスを整備することにより、業務の質と効率性の向上を図る。

[対応のイメージ]

○内部ガバナンスの強化

監事の権限強化等

- ・法人の長・監事に責任を持たせ、自浄作用を強化し、不正や無駄の排除を図るため、
 - ①法人の長・監事の任期の見直し(中期目標期間に対応)
 - ②監事の調査権限を明記、役員の不正等の報告義務
 - ③役員に職務忠実義務と任務懈怠に対する損害賠償責任を導入

法人の役職員に対する再就職規制の導入

- ・不透明な人と資金の流れを抑制し、法人の業務運営の公平性、透明性を高めるため、再就職あつせん規制等を導入

○外部ガバナンスの整備

業務の適正化に必要な権限を主務大臣に付与

- ・主務大臣が適正な関与を図れるよう、法人の違法行為等に対する是正命令権を付与

独立行政法人制度の見直しの方向性(案)③(財政規律、報酬・給与、情報公開)

現 状

- 弾力的な財政運営を行うため、使途の内訳を特定せず、柔軟に使用できる運営費交付金を措置。
- 効率的な業務運営を行うインセンティブとして、剰余金のうち経営努力として認定された額を目的積立金として使用可能
- 国が人件費総額を中期計画において関与しつつ、各法人が給与基準を策定、公表

問 題

- 運営費交付金をどの事業に充てる予定で、いくら充てたのかが不明
- 厳しい運用により、経費の節減や自己収入の増加を図るインセンティブが働かない
- 明らかに国家公務員よりも高い給与水準の法人が存在。業績評価の給与への反映が不十分。

見直しの方向性

⇒ 予算の透明性・説明責任を向上させつつ法人の経営努力を促進するとともに、給与水準の適正化や業績評価の給与への反映の促進、一層の情報公開を図る。

[対応のイメージ]

- 財政規律の見直し **予算の透明性・説明責任の向上、経営努力の促進**
 - ・ 交付金を適切かつ効率的に使用する責務を明記
 - ・ 事業別の予算の積算（見積り）、執行実績を明らかにするとともに、著しい乖離がある場合にはその理由を説明
 - ・ 自己収入の増加や経費の節減を図るインセンティブを強化
- 報酬・給与の見直し **給与水準の適正化、業績評価の給与への反映促進**
 - ・ 給与の支給基準の設定に当たっての考慮事項を明確化
 - ・ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人の説明責任を明確化。それでも国民の納得が得られない場合、主務大臣が見直しを要請
 - ・ 業績評価の給与への反映やより柔軟な給与制度の導入に向けた各種指標の作成・公表（例：業績給による給与格差）
- 情報公開の見直し **一層の情報公開**（事業別の予算の積算・執行実績、モデル給与等）

研究開発法人に係る制度見直しの方向性（案）

○各省からのヒアリングを踏まえ、独法通則法において、以下の方向で制度の見直しを行うことが適当ではないか。

研究開発法人に係る制度の見直し項目(文科省資料より)	独立行政法人通則法改正案における対応の方向性
○制度の第一目的は研究開発成果の最大化	○ <u>研究開発法人について、独立行政法人の一形態として、研究開発の成果を最大にし、科学技術の水準の向上や我が国の国際競争力向上に資すること等を目的とすることを規定</u>
○財政規律の遵守(横串的規律の導入) → 財政規律の遵守や国民への説明責任の観点から、 <u>独法の横串的規律を導入</u>	○現行制度を活用 ・主務大臣から中期目標を指示 ・目標の達成状況を点検 ・主務大臣は中期目標期間終了時に全般的見直しを実施
○国家戦略の実施機関 → 国家戦略に基づき研究開発を実施する機関であることを制度的に位置づけ、研究開発を重点化。	○ <u>研究開発法人については、通則法において、国益を担うにふさわしい名称（国立研究開発法人（仮称））を付与</u>
○国家意思の徹底(主務大臣の要求) → 研究環境や国際競争等の変化に応じた、主務大臣の臨機応変の指示を可能とし、 <u>研究開発を効果的に実施</u>	○法人の業務の特性に応じ、主務大臣の要求を可能とする規定を整備（個別法で対応） ○主務大臣の是正命令（評価結果に基づく業務改善命令等）など、 <u>主務大臣の法人に対する適正な関与を規定</u>
○研究開発を促進する評価 → 研究開発の国際水準を踏まえた、総合科学技術会議の評価指針に基づく、専門的な研究評価の実施により、 <u>プログラムの見直しを促進</u> → 法人の長のマネジメントを重点的に評価することにより、 <u>自発的改革を促進</u>	○研究開発法人の評価については、研究開発の業務の特性に鑑み、より専門的な学術的評価を行う観点から、主務大臣の下に <u>研究開発に関する審議会（外国人の委員を含む。）を設置</u> ○ <u>総合科学技術会議の司令塔機能の強化を前提としつつ、研究開発法人の中期目標設定や業務実績評価時等において、総合科学技術会議の関与を規定</u>
○国際競争力の高い人材の確保 → 世界規模で優秀な研究者の獲得競争が生じているが、我が国においては、むしろ優秀な人材が国外流出しているのが現状。人件費・給与については、予算の範囲内で法人の長の裁量とすることにより <u>国際的頭脳循環に対応</u>	○給与基準の策定に際し、 <u>職務の特性等を考慮する旨を規定</u>
○研究開発の特性を踏まえた制度運用 → 独法一律の運用では非効率が発生するため、 <u>研究開発の特性を踏まえた、成果最大化に資する制度運用を実施</u>	○法の運用にあたり <u>事務・事業の特性に配慮する旨を規定する</u> 予定。